

三重県誕生 150 周年記念事業推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 現在の三重県が誕生してから 2026 年（令和 8 年）4 月 18 日で 150 年を迎えるにあたり、庁内各部局等の連携のもと、記念事業を着実に推進するため、三重県誕生 150 周年記念事業推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 三重県誕生 150 周年記念事業の推進に関すること。
- (2) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長代理は、副知事・危機管理統括監をもって充てる。
- 4 副本部長は、政策企画部長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部の長等)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 本部長代理は、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部長代理がその職務を代理する。
- 3 副本部長は、本部長及び本部長代理を補佐する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、本部長代理がその職務を代理する。
- 3 本部長が必要と認めるときは、推進本部に本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長及び幹事は、別表 2 に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。

- (1) 推進本部に提案する事項
- (2) その他、調整を要する事項

(幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進本部の事務局は、政策企画部企画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

別表1 (第3条関係)

本部長	知事
本部長代理	副知事 危機管理統括監
副本部長	政策企画部長
本部員	総務部長
	総務部デジタル推進局長
	東京事務所長
	地域連携・交通部長
	地域連携・交通部スポーツ推進局長
	地域連携・交通部南部地域振興局長
	防災対策部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長

	環境生活部長 環境生活部環境共生局長 農林水産部長 雇用経済部長 観光部長 県土整備部長 県土整備部理事 会計管理者兼出納局長 企業庁長 病院事業庁長 教育長 警察本部長
--	--

別表 2 (第 6 条関係)

幹事長	政策企画部 次長
幹事	総務部 副部長
	政策企画部 副部長
	地域連携・交通部 副部長
	防災対策部 副部長
	医療保健部 副部長
	子ども・福祉部 副部長
	環境生活部 副部長
	農林水産部 副部長
	雇用経済部 副部長
	観光部 副部長
	県土整備部 副部長
	出納局 副局長兼出納総務課長
	企業庁 副庁長
	病院事業庁 副庁長
	教育委員会 副教育長
	警察本部 警務課長